

農業用機械の導入費用の一部を支援します。

地域計画の実現に向けて、積極的に規模拡大を行う意欲があり、省力化によるコスト削減や作業の効率化等に取り組む農業者(米、野菜、果樹、花きなどを栽培する農家)に対し、今後の経営発展に必要な「農業機械」や「スマート農業機械」の導入費用の一部を支援します。

- 補助要件**
- ※補助事業を活用した場合は、R8～R10までの3年間、毎年、報告書を提出していただきます。
 - ※機械の耐用年数(新品7年、中古残存耐用年数)の途中で離農された場合、補助金返還となる場合があります。
 - ・補助対象者①、②、③、⑥、⑦は経営面積又は作業受託面積をR10年度までに、現状(R7年度)より増加させることに努める。
 - ・補助対象者④、⑤は経営面積(作業受託面積を除く。)をR10年度までに、現状(R7年度)より増加させなければならない。

補助対象者	補助率	補助上限	備考
① 認定農業者	補助対象 経費の 1/3以内	・農業機械(中古含む) 50万円 (R7比較 +30万円)	○1経営体につき、年度内1申請1機種1台。 ただし、本体と一体的に導入することが認められる付属機器等は合わせて申請可能。 ○既存機械の下取り価格を除いた額が補助対象経費。 ○算定した補助金額の千円未満の端数は切り捨て。 ○補助申請額の総額が事業予算に達した場合、「スマート農業機械」を優先し、予算の範囲内で配分。 ○補助対象経費に消費税は含まない。 ○補助対象経費(税抜) 10万円以上 のものが補助対象。 ★補助対象外となるもの ・汎用性のあるトラック、パソコン等 ・個人間の売買 ・リース契約 ・当該事業について、他の補助金等の交付を受けているもの
② 認定新規就農者			
③ 3人以上の農業者で組織される団体(規約を有している)			
④ 農業法人(農地所有適格法人、農事組合法人)			
⑤ 農業参加している一般法人(市農業委員会が認定)			
⑥ その他市長が認める団体			
⑦ 地域計画上の「利用者」又は今後「利用者」として位置づけられる意思がある者	補助対象 経費の 1/3以内 〔新設〕	・農業機械(中古含む) ・スマート農業機械 10万円 〔新設〕	※補助金交付決定前に契約・発注したものは補助対象になりません。 ※令和9年3月15日迄に納品・支払を完了し、実績報告を提出する必要があります。

※R6年度及びR7年度に担い手経営発展支援事業を受けた方は対象外。
 ただし、R8年度に導入する機械が「スマート農業機械」である場合、もしくは「認定新規就農者」に限り、続けての申請が可能。

「スマート農業」とはロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業のこと。

- 例)・ドローン
- ・リモコン草刈り機
 - ・自動操舵システム
 - ・ロボットトラクタ、ロボット田植え機

【申請方法】 次の書類等をご用意いただき、**市担当窓口**へご提出ください。

- 申請書(農林課窓口で記載または市ホームページからダウンロードできます。)
- 購入予定の機械見積書2社分 (※中古の場合は1社。残存耐用年数を記載すること。)
- 購入予定の機械のカタログ
- 市税の納税証明書(未納がない証明)(税務課または各支所市民係窓口で取得できます。)



申請受付期間: 令和8年4月1日(水)から4月10日(金)※期限厳守

～予算に余裕があれば期間終了後も受付します～